

【お詫び】指導確認書(注意)に対する事業改善計画書の提出について

当社は、平成 29 年 2 月に東京都生活文化局消費生活部より営業活動に関し、下記の指導がありました。

今後は、指導内容を真摯に反省し、お客様にご迷惑をかけないよう、各スタッフ、各販売店に再度コンプライアンスの指導を行い、各条例、各法令を順守していくために事業改善計画書を東京都に提出しましたことを皆様にご報告いたします。

販売店各位も、二度とこのような事が起きないように法令順守の上、販売活動を行って下さい。

記

平成 22 年度から平成 28 年度の間弊社に対する 19 件の苦情相談がありました。指導を受けた内容は

1、東京都消費生活条例第 25 条第 1 項

第 1 号第 2 号第 3 号第 4 号「不当勧誘行為」

第 5 号「不当な取引内容を定める行為」

第 6 号「不当履行強制行為」

第 7 号「不当な履行延引行為」

第 8 号「不当な終了拒否行為」

第 9 号「不当な与信行為」

2、特定商取引に関する法律

第 34 条第 1 項「不実告知」

① 商材業者から、マルチ商法の水素水生成器を紹介され説明会に参加した。癌が治る、ぼろ儲けできる、オリンピックで水素関連のブースに入る、などと説明され、そんなに良いならと思い水素水生成器を 7 台購入した。

購入後 3 台はメダカの水など自家用に使用して、1 台は癌を患っている親戚にプレゼントした。残った 3 台を解約して返金して欲しい。

② 水素水を飲めば病気が治るし、オリンピックで脚光を浴びる事になると勧誘を受け、8 台の水素水生成器を契約した。しかし人に紹介できず解約したい。

③ 知人に勧められて水素水サーバーを購入した。雑居ビルの一室で霊媒師、知人などから「水素水とサプリメントを飲めば病気がよくなる、手術しなくても治る」と言われ、その当時病気で精神的に不安定になっていたので水素水サーバーの契約をしてしまった。契約書の記入の際に病気が治るとの説明は受けていないという

旨の覚書も書かされた。事実と違うため覚書は書きたくないと言ったがただの書類だからと押し切れられた。

最近になって水素水で病気が治るといのは嘘だったのではないかと思うようになった。

- ④ 友人から誘われ、水素水の生成器を勧められている。その水素水は体によく、がん等も治るなどと説明された。今水素水は手軽に手に入るので、わざわざ高額な生成器を買う必要があるか迷っているが、本当によい商品なら購入したい。事業者や製品に問題がないか聞きたい。

第 34 条第 4 項「公衆の出入りする場所以外での勧誘」

- ① 知人に誘われて、ホテルでの豪華な芸能人のディナーショーに参加した。マルチ販売の会社が主催していたものらしく、その場で水素水生成器を勧められ、断り切れずに契約し〇万円を現金で振り込んだ。

水素水の効能効果も半信半疑であり、できれば解約して返品したい。知人の紹介による購入なので、その人には言いにくいがどうすればよいか。

3、第 34 条第 4 項「公衆の出入りする場所以外での勧誘」／第 38 条第 1 項第 3 号「迷惑勧誘」

- ① 知人に会わせたい人がいると言われついていくと、ビルの一室に入り、そこで水素水を作る器具を勧められた。最初は小さなサウナに 2 時間程入り、いろいろ話を聞かされ結局部屋に 3～4 時間いた。

その間「アトピーの女の人のためにボトルに水素水を作ってあげているの」と言われ、息子がアトピーや喘息があるので効果があるかもしれないと思った。長時間話を聞き頭がもうろうとなったところで登録の話になり、その後水素水生成器を契約した。契約後水素水に含まれるマグネシウムをこんなに大量にとっていいのか心配になり、また販売方法にずっと不満を持っていた。

解約と支払った代金の一部でも返金してほしい。

4、東京都消費生活条例第 25 条違反の疑いのある販売行為と規則の該当状況 規則第 6 条第 3 号(不実告知)／規則第 7 条第 1 号(迷惑勧誘)

以上

平成 29 年 3 月
株式会社ビーライン